

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)
		(3) システム運用管理者	①サーバー管理者、②システム管理者、③セキュリティエンジニア 等
		(4) 通信ネットワーク技術者	①通信ネットワーク技術者 等
		(5) その他の情報処理技術・通信技術の職業	①ソフトウェアテスト技術者 ②システムアナリスト ③ウェブデザイナー ④グラフィックデザイナー 等
21	1 定置機関・機械運転の職業	(1) ボイラーオペレーター	①ボイラーオペレーター
		(2) クレーン・巻上機運転工	①クレーン運転工、②巻上機・コンベア運転工
		(3) ポンプ・送風機・圧縮機運転工	①ポンプ・送風機・圧縮機運転工
		(4) その他の定置機関・機械運転の職業	①冷凍機運転工、②ケーブル機関運転工、③玉掛工、 ④下水処理施設設備操作員、⑤ごみ焼却設備操作員、 ⑥し尿処理設備操作員、⑦浄水場設備操作員 等
	2 開発技術者	(1) 開発技術者	①原子力技術者(開発)、②鉱山開発技術者、③探鉱開発技術者、④織布開発技術者、⑤染色開発技術者、⑥探鉱開発技術者、⑦紡績開発技術者 等
	4 その他の生活、衛生サービスの職業	(1) クリーニング工	①クリーニング工、②クリーニング仕上工
		(2) 洗張工	①洗張職
		(3) その他の清掃の職業	①ビル・建物清掃員、②ハウスクリーニング作業員、③道路清掃員、④公園清掃員、⑤ごみ収集作業員、⑥し尿汲取作業員、⑦産業廃棄物収集作業員、⑧産業洗浄員、⑨消毒・害虫防除作業員、⑩乗物内清掃員、⑪浄化槽清掃員 等
	5 その他	1～19部門及び20部門 の1～4に属さない技能的職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー、④工業デザイナー 等

22	1 障害がある技能者	1～21部門のいずれかに属する職種につく障害がある技能者	①1～21部門のいずれかに属する職種につく障害がある技能者
----	------------	------------------------------	-------------------------------

備考

1本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示である。
2管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。